

【新型コロナウイルス関連情報】

㊦ 広報 あさひまち

令和2年5月1日号

③

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <http://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
朝日町携帯サイト <http://www.town.asahi.yamagata.jp> FAX 67-2117

特別定額給付金の申請手続き

▶目的

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。」と示され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行います。

▶対象者

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方

▶受給権者

給付対象者が属する世帯の世帯主

▶給付額

給付対象者1人につき10万円

▶申請方法

給付金の申請は、原則として①及び②の申請方法になります。

①郵送による申請

町が受給権者に郵送する申請書に振込口座を記入し、振込先口座の確認書類（通帳の写しなど）と本人確認書類（免許証や保険証の写し）とともに、返信用封筒にて町へ郵送する方法

※申請には確認書類として通帳の写し、免許証または保険証の写しが必要です。事前にコピーなどをして準備して下さるようお願いいたします。

②オンライン申請

（※マイナンバーカード所持者が利用可能）

マイナポータルから振込先口座を入力したうえで、

振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請を行う方法（電子署名による本人確認を実施するため、本人確認書類は不要）

▶給付方法

原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みによる給付を行います。

▶受付及び給付開始予定日

5月中旬ごろに、申請書を送付予定

↓

随時受付開始

↓

申請受付後、速やかに給付開始予定

※申請期限は、郵送による申請方法の受付開始日から3か月以内

≪給付金を装った詐欺かもしれません！≫

- ①市区町村や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ②市区町村や総務省などが「特別定額給付金（仮称）」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

▶申請・問合せ先

朝日町役場 特別定額給付金担当

（開発センター 研修室内） ☎84-7755

※受付時間：月～金曜日（祝祭日除く）

午前8時30分～午後5時15分

対策本部からのお願い

現在、国内および県内において新型コロナウイルス感染が猛威を振るっており、今後も感染の拡大が大変危惧されるところです。

町としても、こまめな手洗いや咳エチケット（マスク等）などの感染予防対策、3つの密「密閉」「密集」「密接」を避ける行動など、感染防止に向け町民の皆さんにご協力をお願いしているところであります。

つきましては、町民の方が集まっての会合や法要などを行う際は、下記の2点について十分ご検討くださるようお願いいたします。

《自粛協力のお願い》

- ①人が集まる会合などは、3つの密を避けることができなければ自粛する。また、屋外についても、密集、密接を避けることができない人の集まりであれば自粛する。
- ②やむを得ず会合や法要などを行う際は、従来通りではなく省略できる内容は省略する。（時間の短縮や参加人数の制限、懇親会の自粛など）

《子どもだけ留守番をする際の防犯対策》

- ①在宅中も確実に玄関、窓に鍵をかける
- ②家に人がいることがわかるようにテレビ等をつける
- ③基本的に誰が訪問しても応答しない
- ④留守番電話に設定する
- ⑤緊急時はすぐに110番通報する

《子どもの犯罪被害防止》

- ①不要不急の外出はしない
- ②なるべく一人にならないようにする
- ③見知らぬ人に声をかけられても断る
- ④怖いと思ったら大声を出して逃げる
- ⑤学校や家庭の決まりを守る
- ⑥すぐに大人に相談する

朝日町新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 朝日町長 鈴木 浩幸

町の支援・経済対策について

【問合せ先 健康福祉課 ☎67-2132】

○子育て世帯への児童手当加算

国では、子育て世帯への臨時特別給付金として、児童手当を受給する世帯（0歳から中学生のいる世帯）に対し、受給対象児童1人あたり1万円を従来の給付額に加算する支給を行います。

町では、国の加算した給付額に対して、さらに0歳から18歳までの子どもがいる世帯に1人あたり2万円を加算して支給を行います。

▶給付額 児童1人につき2万円

※上記加算を含む児童手当の支給は、6月に予定しています。

【問合せ先 総合産業課 ☎67-2113】

○自粛要請協力金

県では、緊急事態宣言の発令に伴い、ゴールデンウィーク期間中の営業自粛や夜間営業の自粛に協力する県内の事業者に対して、緊急経営改善支援金を個人事業者10万円、法人20万円の支給を行います。

町では、県の要請に伴い自粛を行った事業者に対して、上乘せして次の協力金を支給します。

▶給付額 個人事業者 1日あたり1万円
法人 1日あたり2万円

▶対象期間 4月25日（土）～5月10日（日）まで

○持続化給付金

国では、1か月の売り上げが前年同月比で50%以上減少した事業者に対して、事業の継続を下支えし再起の糧としてもらうため、個人事業者へ最大100万円、法人へ最大200万円の給付金を支給します。

町では、国の給付額に対して、さらに20%を加算して給付金を支給します。

▶給付額 国の給付額×20%

○小規模事業主事業継続給付金

町では、1か月の売り上げが前年同月比で20%以上50%未満減少した小規模事業者に対して、雇用維持と事業継続のための給付金を支給します。

▶給付額 個人事業者 20万円
法人 40万円

○感染症予防対策

町では、職場内において間仕切りや消毒液の設置など感染予防を行った事業者に対し、そのかかった経費の一部を支援します。

▶給付額 経費の5分の4以内（上限20万）

※総合産業課の経済対策に関する給付金は、5月15日に開催を予定している臨時議会閉会後に支給を予定しています。